広島県道路公社公告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県道路公社会計規程（平成２年広島県道路公社規程第５号。以下同じ。）第73条の規定により公告する。

入札者は１から５の個別事項のほか、別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

令和８年１０月１４日

広島県道路公社理事長　藤　原　直　樹

１　発注内容等

（1）工事名	令和８年度　安芸灘大橋有料道路　法面補修工事（その２）
（2）工事場所	呉市下蒲刈町下島
（3）工事概要	工事延長 L=107m、掘削工 V=1,870m3、簡易吹付枠工 A=1,660m2
（4）工期（予定）	工事着手日から令和９年８月３１日まで（約９か月）
（5）予定価格	当該工事の契約締結後に公表（事後公表）
（6）落札者の決定方法	低入札価格調査制度対象 （広島県が定めた「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」第４条第２項第１号適用案件（全国標準モデル適用））
（7）入札保証金	免除（広島県道路公社会計規程第75条）
（8）契約保証金	納付（共通事項20）
（9）契約後ＶＥ	―
(10)資格要件確認書類	開札後に提出を求める（公告３（８）及び共通事項７）。
(11)その他	労務費ダンピング調査対象工事（共通事項２（５）） 機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項の適用あり （別記「機密情報の取扱いに関する事項」による。）

２　入札参加資格

共通事項４（２）に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
（1）令和７・８年度 広島県建設工事等 入札参加資格	ア　認定が必要な業種	法面処理工事
	イ　格付等級	A
	ウ　平均工事成績点	——
（2）営業所（建設業法第３条第１項）の所在地		県内に主たる営業所を有する。
（3）年間平均完成工事高		200,000,000円以上
（4）特定建設業許可の要否		建設業法施行令第２条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。
（5）設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと		株式会社荒谷建設コンサルタント

技　術　要　件		
（6）元請施工実績		
	ア　種類（及び規模）	法面処理工事であって、一般競争入札（事後審査型）公告共通事項４（６）に定める道路改良工事、道路工事であるもの。
	イ　完成検査	平成23年４月１日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。
	ウ　その他	県内における公共工事等（市町又は、これに準じる団体が発注した工事を除く。また、令和５年４月１日以降に広島県水道広域連合企業団が発注、又は完成検査を行った工事を除く。）に限る。
（7）配置予定技術者		
	ア　専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第27条第１項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。
	イ　資格等	建設業法施行令第２条に定める金額以上を下請契約する場合は、（１）アの業種について建設業法第15条第２号イに該当する者で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者であること。

	ウ 経験	（6）ア、イ、ウを満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。
	エ 建設業法第 26 条第３項第２号の適用	認める。ただし、共通事項６（１）ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。

（注）１　（１）イ、ウについては、（１）アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
２　（２）及び（４）については、（１）アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事、である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
３　（３）は（１）の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
４　（５）の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。
・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する。
・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
５　（７）イについては、（１）アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
６　（６）（７）が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20%以上のものに限る。

３　入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
（１）設計図書の閲覧	令和８年１０月１４日から 令和８年１０月２６日までの毎日（休日を除く） 午前９時から午後４時 30 分まで	広島県道路公社３階　総務課 （広島市中区大手町二丁目 11－15） 電話 082－504－7533
（２）設計図書の販売	——	——
（３）設計図書に係る質問	令和８年１０月１４日から 令和８年１０月２１日までの毎日（休日を除く） 午前９時から午後４時 30 分まで	（１）に同じ 書面を持参により提出
（４）質問に対する回答書の閲覧	令和８年１０月２６日までの毎日（休日を除く） 午前９時から午後４時 30 分まで	（１）の場所において閲覧に供する。
（５）総合評価に係る技術資料の提出	——	——
（６）入札	令和８年１０月２７日午前１１時から	書面入札
（７）開札	令和８年１０月２７日午前１１時から	広島県道路公社４階　入札室
（８）資格要件確認書類の提出	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。） 午前９時から午後４時 30 分まで	書面を持参（共通事項）

（注）　休日とは、広島県の休日を定める条例第１条第１項の休日をいう。

４　工事費内訳書（共通事項２）

共通事項２（１）に掲げる予定価格の公表時期及び入札金額により、広島県道路公社が求める記入内容について記入し、広島県が定める【様式１】工事費内訳書（表紙）に入札者の商号又は名称、工事名を記入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp

トップページ＞様式集

５　問い合わせ先

（１）　工事等に関する問い合わせ先

広島県道路公社　維持管理課（広島市中区大手町二丁目１１－１５　電話０８２－５０４－７５３３）

（２）　入札手続に関する問い合わせ先

広島県道路公社　総務課　　（広島市中区大手町二丁目１１－１５　電話０８２－５０４－７５３３）

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1　入札方法等

（1）　入札者は、入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出すること。

（2）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）　入札公告に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、広島県道路公社総務課で閲覧に供するので、入札書を提出する前までには確認をすること。

（4）　入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。

（5）　書面による入札以外の入札は、認めない。

（6）　提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。

（7）　次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

ア　公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき

イ　理事長が定めた入札に関する条件に違反したとき

ウ　入札者が２以上の入札をしたとき

エ　他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理して入札をしたとき

オ　入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき

カ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

キ　入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき

ク　入札を取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき

（8）　この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。

誓約書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

トップページ＞様式集＞共通

ア　提出方法等

（ア）　入札の際に入札書及び工事費内訳書とともに誓約書を提出すること。

（イ）　書面により誓約書を作成し、次の事項を記載して、入札書を提出する際に提出すること。

a　提出者の商号又は名称

b　誓約書及び工事費内訳書が在中している旨

c　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

（ウ）　上記により難い場合は、別に定める。

イ　誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね３日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、失格とし、落札者としないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

2　工事費内訳書の取扱い（広島県が定めた「広島県工事費内訳書取扱要領」による。）

（1）　工事費内訳書の記入内容は、次のとおりとする。

提出対象	記入内容
全　者	・工事費内訳書（表紙）【様式１】 ・工事費の内訳【様式２】 ・労務費の算定方法【様式２－２】
調査基準価格未満で入札した者 （開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合）	・下請負人及び見積額【様式２】 ・労務賃金調書【様式３】

※　調査基準価格未満だった場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル４までの費目を記入し、下請負人及び見積額を記入した【様式２】及び【様式３】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して３日以内）に提出すること。

※　様式２－２は労務費ダンピング調査対象外工事の場合、提出不要。

（２） 記入上の留意事項

ア 【様式１】工事費内訳書（表紙）

（ア） 入札者の商号又は名称、工事名を記入すること。

（イ） 「低入札価格調査に係る意向確認欄」について回答すること。記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱う。なお、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を行う場合がある。

イ 【様式２】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

（工事費の内訳）

（ア） 工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

（イ） 工事数量総括表に記載されている、費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、次に該当する場合、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル３までの記入とする。

a 予定価格が事後公表の案件（開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合はレベル４まで記入）

b 予定価格が事前公表であって調査基準価格以上で入札する場合

（ウ） 工事価格は、入札価格と同額であること。

なお、工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。

（エ） 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

なお、工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。

また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで２箇所以上の工事個所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。

（オ） 総合評価落札方式適用工事のうち、技術評価２型、技術評価１型及び高度技術提案型により実施する工事において、上記(イ)の区分に応じて、工事数量総括表に記載されている費目のレベル３まで記載した場合はレベル３の工種の下に、レベル４まで記載した場合はレベル４の工種の下に、経費及び提案内容を記入すること。

（カ） 材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金の見積額を記入すること。

なお、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のように記入すること。

（全額計上が困難）「算出不能」、「計上不可」等と記入

（一部計上が困難）計上可能な分のみ記入し、「＊＊＊（一部計上）」円等と記入

※ 「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含まない。

※ 法定福利費はこの取扱いの対象外である。

また、建設業退職金共済契約に係る掛金について、納付の対象となる労働者がいない場合（下請予定業者を含め、建設業退職金共済制度の加入事業者がいない場合など）は、金額の欄に「－」と記入すること。

（下請負人及び見積額）

（キ） 全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。

（ク） 工事費の内訳に記載された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。

（ケ） 一次下請予定者から見積を徴取する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とし、一次下請予定者が押印した見積書の写しを添付すること。

ウ 【様式２－２】労務費の算定方法

（２）イ(カ)で記入した労務費の算定方法について、回答すること。

エ 【様式３】労務賃金調書

（ア） 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。

（イ） 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

（２） 記入上の留意事項

ア 【様式１】工事費内訳書（表紙）

（ア） 入札者の商号又は名称、工事名を記入すること。

（イ） 「低入札価格調査に係る意向確認欄」について回答すること。記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱う。なお、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を行う場合がある。

イ 【様式２】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

（工事費の内訳）

（ア） 工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

（イ） 工事数量総括表に記載されている、費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、次に該当する場合、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル３までの記入とする。

a 予定価格が事後公表の案件（開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合はレベル４まで記入）

b 予定価格が事前公表であって調査基準価格以上で入札する場合

（ウ） 工事価格は、入札価格と同額であること。

なお、工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。

（エ） 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

なお、工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。

また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで２箇所以上の工事個所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。

（オ） 総合評価落札方式適用工事のうち、技術評価２型、技術評価１型及び高度技術提案型により実施する工事において、上記(イ)の区分に応じて、工事数量総括表に記載されている費目のレベル３まで記載した場合はレベル３の工種の下に、レベル４まで記載した場合はレベル４の工種の下に、経費及び提案内容を記入すること。

（下請負人及び見積額）

（カ） 全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。

（キ） 工事費の内訳に記載された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。

（ク） 一次下請予定者から見積を徴取する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とし、一次下請予定者が押印した見積書の写しを添付すること。

ウ 【様式３】労務賃金調書

（ア） 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。

（イ） 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

（３） 提出方法等

ア 入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

イ 参加者は、書面により工事費内訳書（工事費内訳書（表紙）【様式１】、工事費の内訳【様式２】、労務費の算定方法【様式２－２】）を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

（ア） 提出者の商号又は名称

（イ） 工事費内訳書が在中している旨

（ウ） 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

ウ 上記により難い場合は、別に定める。

（４） 次に該当する者は失格とし、落札者としないものとする。

ア 全般

（ア） （１）で記入を求める様式が開札時に提出されていない場合

（イ） （３）で規定する提出方法によらない場合

イ 様式１

（ア） 入札者の商号又は名称が適切に記入されていない場合

（イ） 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合

ウ 様式２

（工事費の内訳）

（ア） 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合

（イ） 入札者の商号又は名称が記入されていない場合

（ウ） 設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」、「単位」、「数量」が漏れなく適切に記入されていない場合及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。なお、調査基準価格以上で入札する場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル３まで記入し、レベル４は記入不要とする。

（エ） 工事価格（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額）と入札金額が異なる場合

（オ） （2）で記入を求めている場合において、技術提案の内容及びそれに係る経費等が適切に記入されていない場合

（下請負人及び見積額）

（カ） （1）で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者の商号又は名称が記入されていない場合

（キ） （1）で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者からの見積書（写し）の添付がない場合、一次下請予定者の押印が無い場合又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合

（ク） （1）で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、一次下請予定者からの見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合

エ 様式３

（ア） （1）で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の会社名が記入されていない場合

（イ） （1）で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合

（５） 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。

（６） 提出された工事費内訳書は、返却しない。

（７） 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

（８） 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第５号）に基づく開示の対象となる。

（９） 工事費内訳書については、ここに記載のもののほか、広島県が定めた広島県工事費内訳書取扱要領によるものとする。
「広島県工事費内訳書取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp
トップページ＞入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱
工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。
トップページ＞様式集

３ 設計図書の販売

設計図書の販売は行わない。

４ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１） 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体を対象に入札を行う場合にあっては、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員をいう。以下同じ。）に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。

（２） 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県が定めた「建設業者等指名除外要綱」２(１)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、広島県が定めた「県発注工事における下請負の制限基準」２に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は広島県が定めた「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」２に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは広島県が定めた「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」（平成８年１月１日施行。以下「低入札要綱」という。）第 10 条第２項第２号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ウ　会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

エ　地方自治法施行令第167条の４に該当する者でないこと。

（３）　その所在地について技術要件以外の要件としていることがある建設業法第３条第１項の営業所のうち、「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する１箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二（１）又は別紙二（２）に主たる営業所として記載したものをいう。

（４）　技術要件以外の要件としていることがある広島県が定めた一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記１の１又は２の要件を満たす者は、次の者をいう。

ア　広島県が定めた一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記１の１の要件を満たす者

次のいずれかに該当している者をいう。

（注　該当者は、広島県の調達情報のホームページ（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp「トップページ>入札参加資格>３入札参加資格者名簿」）に掲載の令和７・８年度県建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL版】の「優良企業」欄に「１」又は「２」が表示されている。）

≪建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL版】の表示≫

該当区分	名簿の表示
(ア)に該当	1
(ア)・(イ)の両方に該当	1
(イ)に該当	2

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後１年を経過していない者を除く。

（ア）　平成２年11月１日から令和６年10月31日までの間に、竣工検査に合格した広島県及び広島県道路公社発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事（当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。）の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること。

業　　種	元請施工実績件数	平均工事成績点
土木一式工事	４件以上	８２点以上
とび・土工・コンクリート工事	４件以上	８３点以上
法面処理工事	４件以上	８４点以上
電気工事	４件以上	８２点以上
管工事	４件以上	８３点以上
鋼構造物工事	４件以上	８８点以上
舗装工事	４件以上	８３点以上
しゅんせつ工事	４件以上	８３点以上
塗装工事	４件以上	８１点以上
機械器具設置工事	４件以上	８３点以上
電気通信工事	４件以上	８１点以上
造園工事	４件以上	７７点以上
水道施設工事	４件以上	８３点以上
解体工事	４件以上	８２点以上

（イ）　当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事について、令和４年度から令和７年度に広島県が定めた「優良建設工事等表彰事務取扱要領」の規定に基づき優良建設業者として表彰を受けた者であること。

イ　広島県が定めた一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記１の２の要件を満たす者

令和７年度及び８年度県建設工事等入札参加資格者名簿における平均工事成績点が、広島県が定めた建設工事指名業者等選定要綱別表

第６に定める平均工事成績点（次表に掲げるとおり）を満たす者

業　　種	格付等級	平均工事成績点
土木一式工事	B	８０点以上
	C	７８点以上

（注　該当者は、広島県の調達情報のホームページ（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp「トップページ>入札参加資格>３入札参加資格者名簿」）に掲載の令和７・８年度県建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL版】の「準白枠」欄に「１」が表示されている。）

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後１年を経過していない者を除く。

（５）　技術要件の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。

ア　国及び地方公共団体

イ　当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第１に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

ウ　当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第 18 条に掲げる法人

エ　その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事

（６）　技術要件の元請施工実績における種類の意義は、次に掲げるとおりである。

工種名	内　　容
道路改良工事	道路中心線設計・道路縦断設計に基づき施工管理する１車線以上の道路の新設及び改築工事 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る。
道路工事	上記以外の道路工事で、道路維持修繕工事、道路構造物維持工事又は道路災害復旧工事等 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る。
橋梁下部工事	１車線以上の車道橋における橋台・橋脚の新設工事
河川・砂防改修工事	流量計算に基づいて計画された河川、砂防渓流保全工事又はえん堤工事
河川・砂防工事	上記以外の河川・砂防工事で、維持修繕又は災害復旧工事等
海上施工による港湾・海岸・漁港工事	海上で作業船による港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア　港湾施設とは港湾法第２条第５項に規定する施設 イ　漁港施設とは漁港漁場整備法第３条に規定する施設 ウ　海岸保全施設とは海岸法第２条第１項に規定する施設 エ　築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ　築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む。 カ　築造工事には、維持修繕工事及び仮設工のみ海上作業船で施工した工事は含まない。 キ　作業船には、資材運搬船及び潜水士船は含まない。
港湾・海岸・漁港工事	港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア　港湾施設とは港湾法第２条第５項に規定する施設 イ　漁港施設とは漁港漁場整備法第３条に規定する施設 ウ　海岸保全施設とは海岸法第２条第１項に規定する施設 エ　築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ　築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む。 カ　築造工事には、維持修繕工事は含まない。 キ　当該工事には、潮位の干満の影響を受けない部分の工事は含まない。
下水処理場工事	下水処理施設の新設又は増築工事 ただし、維持修繕工事は含まない。
下水道工事	上記以外の下水道工事で、下水道処理施設の維持修繕工事
管渠開削工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、開削工法による新設工事
管渠推進工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、推進工法による新設工事

治山工事	森林法に規定する保安施設事業の渓間工事又は山腹工事
道路舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、アスファルト舗装要綱に基づくアスファルト舗装工事（オーバーレイ舗装を含む。）
コンクリート舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、セメントコンクリート舗装要綱に基づくコンクリート舗装工事
急傾斜地崩壊対策工事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策工事又は、市町を事業主体とする急傾斜地崩壊対策工事（広島県補助事業に限る。）。ただし、維持修繕工事又は小規模崩壊地復旧工事は含まない。
道路付属物設置工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における標識、防護柵、道路反射鏡、視線誘導標、道路鋲の設置等の道路附属物施設設置工事
区画線工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における区画線設置工事

（7） 技術要件以外の要件において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が不要とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第３条第１項の規定により特定建設業許可が必要となる場合があるので注意すること。この場合には、技術要件において建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者）を配置することとされている工事であっても、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて建設業法第15条第２号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者）を配置しなければならない。

（8） 広島県が定めた「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」第６条の措置を受けている者は、技術要件以外の要件である「認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級」について、主たる営業所の所在地の地域においては、本来の等級のほか、その直近下位の等級の格付けも有するものとみなす。また、「建設業法第３条第１項の営業所の所在地」について、合併当事会社等のその他の営業所で平成13年４月１日以降に県と建設工事請負契約を締結した実績があるものは、合併会社等の主たる営業所とみなす（広島県工事の受注実績のある合併当事会社等の主たる営業所で、合併会社等のその他の営業所であるものを含む。）。

なお、広島県工事の受注実績については、受注機会の確保措置を受けようとする業種のものに限る。

５　配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

（1） 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。

（2） 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き３か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）にあっては、恒常的な雇用関係を要しない。

（3） 現場代理人は、入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

（4） 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、工事着手日時点で配置できる技術者を記入するものとする。

なお、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（３人を限度とする。）を記入することができる。

（5） 「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。

（6） 手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

（7） 落札後、工事の施工に当たって、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限る。

（8） 開札日において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を、開札日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。ただし、技術者の専任性が求められない工事であって、次のいずれにも該当し、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、例外的に主任技術者として配置を可能とする。

ア　当該営業所（経営業務の管理責任者の場合は、主たる営業所）において請負契約が締結された建設工事であること。

イ　工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ　当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

（9） 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第 15 条第２号イに該当する者」とは、１級国家資格者（１級の技術検定合格者、技術士、１級建築士）をいい、同号ロに該当する者(指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。

６　配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件工事に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

（1） 本件工事が建設業法第 26 条第２項に該当する場合、配置技術者は監理技術者として専任で配置すること。ただし、建設業法第 26 条第３項ただし書きを適用する工事にあっては、この限りでない。この場合、兼務する工事の数は、本件工事を含め２件まで（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事と見なす。）とする。なお、建設業法第 26 条第３項第２号を適用する工事（調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合を除く。）においては、次の要件をすべて満たすこと。

ア　兼務する工事の施工箇所は、同一の市町（安芸郡４町においては安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 ㎞程度以内であること。

イ　工事現場に専任で配置する建設業法施行令（以下「施行令」という。）第 29 条第１項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）が入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

（2） 本件工事が主任技術者の専任を要する工事の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。

ア　建設業法第 26 条第３項第１号又は施行令第 27 条第２項が適用される工事を除き、他の工事の技術者として配置されていないこと。

イ　施行令第 27 条第２項が適用される工事を除き、他の工事の現場代理人として配置されていないこと。

ウ　建設業法第 26 条第３項第１号又は施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者として配置されていないこと。

エ　施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと。

オ　技術者又は現場代理人として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 ㎞程度以内であること。

（3） 本件工事が主任技術者の専任を要さない工事の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。

ア　施行令第１条の２及び第 27 条第１項に該当しない工事にあっては、本件工事を含め６件（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託に係る件数を除く。）以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと（管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）であること。）。

イ　建設業法第 26 条第３項第１号又は施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の技術者として配置されていないこと。

ウ　施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、本件工事を含め３件以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと。

エ　施行令第 27 条第１項に該当する工事で、建設業法第 26 条第３項第１号又は施行令第 27 条第２項が適用されない工事にあっては、技術者として配置されていないこと（建設業法第 26 条第３項第１号が適用される工事にあっては、本件工事においても同様の要件を満たすこと。）。

オ　施行令第 27 条第１項に該当する工事で、施行令第 27 条第２項が適用されない工事にあっては、現場代理人として配置されていないこと。

カ　技術者又は現場代理人として兼務又は管理する工事の施工箇所は、施行令第 27 条第２項が適用される工事にあっては、全て同一の市町内（安芸郡４町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 ㎞程度以内であること。

７　資格要件確認書類の提出

（1） 総合評価落札方式を適用する工事においては、全ての入札者は、総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料を同封し、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。

ア　提出者の商号又は名称

イ　総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料が在中している旨

ウ　当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

（2） 総合評価落札方式を適用しない工事においては、開札手続きの終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出方法は、入札を行う場合の提出場所への持参によるものとし、提出期間は、資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）午前９時から午後４時 30 分までとする。

（3） 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

ア　技術資料・資格要件確認資料提出書 （広島県が定めた「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」別記様式第３号）	・総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類を同時に提出する場合は、省略を可とする。 ・特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
イ　企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書 （広島県が定めた「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」別記様式第４号）	・直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること（対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で、公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できる場合は、経営事項審査の総合評定値通知書の添付は不要。）。 ・添付資料が総合評価の技術資料と重複するものについては、資格要件確認資料の添付資料の省略を可とする。 ＜企業の施工実績＞ ・工事名は、完了検査を終了している工事について記載すること。 ・工事内容は、公告に記載した技術要件の施工実績の実績が確認できるよう、明確に記載すること。 ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに〇を付すこと。有の場合は登録番号を（　）内に記入すること。コリンズだけで施工実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。 ・「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 ＜技術者の資格・経験工事＞ ・技術者の経験工事の概要の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに〇を付すこと。有の場合は登録番号を（　）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。ただし、配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあっては、この欄の記入は不要である。 ・監理技術者を配置する工事にあっては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ。）を添付すること。 ・主任技術者を配置する工事にあっては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）。 ・他の工事現場に現場代理人として配置している者（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託を除く。）を配置予定技術者とする場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること（本件工事が、主任技術者の専任を求めない災害復旧工事の場合は添付を不要とする。）。 ・監理技術者又は主任技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキングを施すこと。））を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、専任配置を要する工事にあっては恒常的な雇用関係（３か月以上）が必要である。

	・配置予定技術者の経験は、原則として工事の全期間従事している場合に認めることとし、準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）の場合は、「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること（低入札要綱第 10 条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績は認めていない。）。 ・技術者の他の工事の従事状況の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（　）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は契約書の写し（工期が確認できるもので可。）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 ・複数の技術者を記入する場合は、別記様式第４号を複写して添付すること。 ・特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
ウ　建設工事施工実績証明(願)書（広島県が定めた「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」別記様式第５号）	・コリンズに登録した以外の工事等で、公告に記載した技術要件の施工実績を証明する場合に使用する（コリンズに登録した工事では提出不要。）。 ・完了検査を終了している工事について記載すること。 ・施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。 ・受注形態は、該当しないものを抹消すること。 ・公告に記載した技術要件の施工実績の実績について、明確に記載すること。 ・広島県道路公社の発注工事に係る施工実績の場合は、発注者の証明は要しない。 ・最終請負金額欄については、当該実績がＪＶ工事（共同施工方式）の場合には、ＪＶで受注した全体額を記載し、（　）内に出資比率に基づいて当該申請者が受注した額を記載すること。

（4） 資格要件確認書類の様式は、広島県の調達情報のホームページ（https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp 「トップページ>様式集>建設工事関係_入札・資格関係>一般競争入札（事後審査型）」）に掲載している。

（5） 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

（6） 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

ア　発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ　資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合

ウ　提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

（7） 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

（8） 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を広島県道路公社理事長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

8　落札者の決定方法

（1） 落札候補者（予定価格以下の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者をいう。）について、広島県が定めた「広島県工事費内訳書取扱要領」に基づく審査を行う。審査の結果、適格である場合、落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（7(6)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

なお、総合評価落札方式においては「最低価格入札者」を「価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者」と読み替えるものとする。

（2） 広島県道路公社工事の請負契約等の取扱いに関する細則第 10 条の２により調査基準価格を定めた工事において調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）がある場合は、(1)の規定による審査に加えて低入札要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定する（同要綱別記１「適正な履行確保の基準」を満たす者でなければ落札者としない。）ものとする。

（３） 予定価格が事前公表の場合に、次のいずれかに該当する者は、低入札要綱第７条第４項に定める資料及びその添付書類（以下、「低入札価格調査資料等」という。）を入札期間内に総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認書類とは別封とし、持参により契約担当職員等に提出しなければならない。提出しない場合は、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

ア 予定価格の 100 分の 75 を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が 100 万円以上の場合は 10 万円単位、100 万円未満の場合は１万円単位とし、端数は切り上げる。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を下回る価格で入札した者

イ 当該競争入札の開札時に、低価格入札者として請負契約を締結した他の工事（平成 26 年５月 31 日以前に指名・公告した工事を除く。）を引き渡す前である低価格入札者（当該競争入札が共同企業体施工である工事の場合、その構成員が他の低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引き渡す前である場合を含む。）

なお、低入札価格調査資料等を封入した封筒には、次の事項を記載しておくこと。

（ア） 提出者の商号又は名称

（イ） 低入札価格調査資料等が在中している旨

（ウ） 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

（４） 予定価格が事後公表の場合においては、低入札要綱第７条第２項に基づく低入札価格調査資料等提出依頼を受けた場合、同依頼において指定された提出期限の日までに、同条第４項に定める資料及びその添付書類を提出しなければならない。提出しない場合は、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

（５） 落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

９ 調査基準価格を下回る金額で入札した者を落札者とした場合の措置

（１） 低価格入札者と契約するときは、次のとおりとする。

ア 契約保証金の金額を請負代金額の 10 分の３以上とする。

イ 建設工事請負契約約款第 46 条の３第２項の規定による契約解除（受注者の債務不履行等による契約解除）が行われた場合に受注者が支払うべき違約金を請負代金額の 10 分の３とする。

ウ 建設工事請負契約約款第 46 条の５第１項に定める契約不適合責任期間について、「引渡しを受けた日から２年以内」を、特例により「引渡しを受けた日から４年以内」とする。また、同条第２項に定める契約不適合責任期間は、「引渡しを受けた日から１年」を、特例により「引渡しを受けた日から２年」とする。

エ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 5,000 万円以上の場合、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で１名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は、現場代理人を兼ねることはできない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定めた配置予定技術者の要件（直接的かつ恒常的な雇用関係を含む。）と同一とする。

オ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 5,000 万円未満の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができないものとする。

カ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が５億円以上の場合、受注者及び下請契約金額が 500 万円以上の１次下請業者（以下「受注者等」という。）は、低入札要綱第 15 条に規定する施工中における社会保険労務士による労務監査（以下「施工中の労務監査」という。）を受けるものとする。

（２） 低入札要綱第 10 条第２項の規定による重点調査対象者を落札者として契約を締結するときの追加措置は次のとおりとする。

ア 前払金の額を請負代金額の 10 分の２以内とする。

イ 当該工事が完了し、広島県道路公社が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の広島県道路公社発注工事に関する入札に参加することを認めないこととする（追加措置の対象となった者が共同企業体の場合で、一部の構成員がこの要件を満たしていない場合は、当該構成員についてのみ他の広島県道路公社発注工事に関する入札への参加を認めないこととする。）。

ウ 受注者は自らが行う施工管理とは別に、第三者による出来形管理及び品質管理の照査を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならないこととする。なお、第三者による照査は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行うものとする。追加して出来形管理及び品質管理の照査を行う第三者は、低入札要綱第 10 条第２項第３号ア及びイの要件をすべて満たす者でなければならない。

エ 受注者等は、低入札要綱第15条に規定する施工中の労務監査を受けるものとする。

（３） 下請工事を発注する場合又は主要資材を購入しようとする場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。

やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、低入札要綱第12条第２項に定める様式をあらかじめ発注者に届出しなければならない。なお、主要資材については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

（４） 下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）に対する支払が完了するまで、毎月の代金の支払状況を低入札要綱第13条で定める様式により翌月10日までに発注者に提出しなければならない。なお、資材業者については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。

（５） （３）及び（４）の確認結果等により、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況に関しさらに確認を行う必要があると判断した場合には、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等を実施することがある。

（６） （３）、（４）又は（５）の確認又は調査により、不適切な施工体制等又は下請業者等に対する代金の支払状況等を確認した場合、若しくは下請工事等の内容の変更に関する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合は、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講ずることがある。

（７） 建設工事請負契約約款第31条第２項又は６項に定める検査合格後２か月以内に、低入札要綱で定める工事完成後調査資料を作成し、同要綱で定める労務監査を受けなければならない。

（８） （７）による調査の結果、低入札要綱第21条第１項に規定する事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

10 免税事業者である旨の届出

工事請負契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

11 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

（１） 落札者となった者は、契約を締結すべき日までに、当該日の１年７か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。

（２） （１）の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外の対象とする。ただし、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が500万円（建築一式工事にあっては、1,500万円）未満である場合は、この限りでない。

（３） （１）の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から５日を経過した場合も、原則として、（２）と同様とする。

12 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する「対象建設工事」（下記≪対象建設工事の定義≫参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第１項に基づき、建設リサイクル法第10条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第７条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から５日（広島県の休日を定める条例第１条第１項に規定する県の休日を除く。）以内に、発注者（工事担当課）に対して、「第12条第１項に基づく書面」を提出し、建設リサイクル法第10条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第７条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

（１） 「法第12条第１項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。

（２） 「法第13条及び省令第７条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。

（３） 「法第13条及び省令第７条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。

（4） 「法第13条及び省令第７条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。

≪対象建設工事の定義≫

「対象建設工事」とは、次の(ア)に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する(イ)の工事規模の建設工事をいう。

（ア） 特定建設資材（１品目以上）

① コンクリート

② コンクリート及び鉄から成る建設資材

③ 木材

④ アスファルト・コンクリート

（イ） 工事規模

工事の種類	規模の基準
建 築 物 解 体 工 事	床面積の合計 80 ㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500 ㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 １億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500 万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

13 営業所の稼動実態の調査

（1） 次の者については、契約締結時までに、広島県が定めた「営業所の稼動実態の調査に関する事務処理要領」に定める資料を提出しなければならない。ただし、広島県道路公社が、調査の必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 低価格入札者のうち、主たる営業所以外の営業所の資格で落札した者

イ 営業所の稼動実態について調査の必要があるため広島県道路公社が資料の提出を別途依頼した落札者

（2） （1）の提出資料を確認した結果、専任技術者の常勤を確認できないなど当該営業所の稼働実態に疑義があると認められる場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の現地調査等の追加調査を実施することがある。

（3） （1）(2)の調査によって、営業所の稼動実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報する。その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

14 工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期（着手日）にかかわらず、契約締結日の翌日とする。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、別記「工事着手日選択型契約方式について」による。

15 中間前金払と部分払の選択

（1） 中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。

（2） 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第37条第６項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第38条の３第２項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。

（3） 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第34条第３項及び第４項は適用しない。

ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求することができる。

（4） その他中間前金払に関することについては、広島県が定めた「広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱」の規定によるものとする。

16 部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月１回を超えることができない。

ただし、２以上の会計年度にわたる継続事業に関する部分払の回数は、当該会計年度の出来高予定額に応じて定める。

請　負　代　金　額	部分払の回数
1,000万円未満	１回
1,000万円以上5,000万円未満	２回
5,000万円以上１億円未満	３回
１億円以上	４回

17　契約後ＶＥ対象工事における取扱い

契約後ＶＥ対象工事における取扱いは次のとおりとする。

（１）　工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更についての提案（以下「ＶＥ提案」という。）を発注者に行うことができる。なお、ＶＥ提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は設計図書による（契約後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式）。

（２）　ＶＥ提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

（３）　発注者がＶＥ提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

18　社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

19　下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

（１）　受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第２条第３項に規定する建設業者及び同法第３条第１項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第２条第５項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

（２）　（１）の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア　受注者と直接下請契約（建設業法第２条第４項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

（ア）　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

（イ）　発注者の指定する期間内（原則 30 日）に、当該社会保険等未加入建設業者が（１）に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ　アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

（ア）　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

（イ）　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（３）　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　社会保険等未加入建設業者が(２)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の１に相当する額

イ　社会保険等未加入建設業者が(２)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の５に相当する額

（４）　発注者は、受注者が(３)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

20　契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の 10 分の１以上。低価格入札者については 10 分の３以上）を契約締結の日までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）。

なお、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、広島県が定めた「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp

トップページ＞入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱

21　特定建設工事共同企業体を結成する場合に必要な資格に関する事項

他の入札参加希望者（自らを構成員とする特定建設工事共同企業体の他の構成員を除く。）と次のいずれの関係にある者でもないこと。

（１）　他の入札参加希望者の親会社（会社法第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）

（２）　他の入札参加希望者の子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）

（３）　他の入札参加希望者の親会社の子会社

（４）　役員又は管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者

（５）　その他、他の入札参加希望者と前記(１)から(４)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

22　その他

（１）　書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（２）　提出された書類は返却しない。

（３）　入札公告後、契約締結までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。